

八街市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月9日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第177号

八街市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の一部を改正する告示

八街市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱(令和元年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第4条中「4,900円」を「5,100円」に改める。

別記様式第1号中「4,900円」を「5,100円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の八街市副食費の施設による徴収に係る補足給付事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。